

入学予定者・保証人の皆さま へ

独立行政法人水産大学校

入学料等の振込みについて（お知らせ）

この度、マネー・ローンダリング、テロ資金対策のため、金融庁所管の法令の改正が行われたことに伴いまして、平成19年1月4日から金融機関における10万円を超える現金について、振込みの手続きが変わりました。

つきましては、入学料・授業料などの現金の振込みにあたっては、下記事項にご注意ください。

記

入学料・授業料などの現金の振込みにあたっては
本校指定の「振込依頼書」
振込みを行う方の本人確認書類
をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください

金融機関では、現金振込み手続きを行う方の本人確認書類が必要になりました。

本人確認書類とは・・・運転免許証
健康保険証
パスポート
国民年金手帳
外国人登録証明書 など

金融機関では、保護者の方などが振込名義人（入学者・在校生）に代わって、現金の振込み手続きを行う場合、振込みの目的を尋ねることがあります。

振込みの目的とは・・・「入学料や授業料であること」

ATMでは、10万円を超える現金の振込みができなくなりました。

預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口いずれにおいても、従来のやり方で振込むことができます。

ただし、口座開設時に、本人確認手続きが済んでいる場合に限られます。

改正法律名・・・「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用防止に関する法律」

詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>